

住 宅

住宅改修費の補助

在宅の身体障がい者の日常生活を容易にするため、その居住する住宅の環境整備又は改修に要する経費の一部を補助します。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 対 象 者 | 在宅の身体障がい者で日常生活用具の対象となる住宅改修を行う方 |
| 2 | 対 象 工 事 | スロープ・手すり等の設置、改造工事 |
| 3 | 補助限度額 | 40万円（非課税世帯）
10万円（課税世帯） |
| 4 | 申 請 先 | 障がい支援課 |
| 5 | 必要書類等 | (1) 申請書
(2) 身体障害者手帳
(3) 工事計画図面
(4) 見積書等
(5) 工事部分の写真 |
| 6 | 留 意 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・着工後の申請は認められません。 ・申請前にリフォームヘルパーによる事前審査と、工事終了後の施行確認が必要です。 ・原則として、一人につき一回のみの交付です。 ・介護保険該当者は、介護保険における住宅改修が優先になります。 |

その他の住宅関連福祉

事 業	対 象 者	問 合 せ 先
福祉向け県営住宅への入居	1～4級の身体障がい者の方 重度・中度の知的障がい者の方 1・2級の精神障がい者のいる世帯	知多住宅管理 事務所 TEL 0569-23-2716
単身向け県営住宅への入居	1～4級の身体障がい者で自活能力のある方	
身体障がい者世帯向け特別設計県営住宅への入居	1～4級の身体障がい者（下肢障がい）で車いすを使用する方がいる世帯	
県営住宅家賃の減額	1～4級の身体障がい者の方 重度・中度の知的障がい者の方 1・2級の精神障がい者の方	